

令和8年2月26日
子ども・若者部
子ども家庭課

民法等の一部を改正する法律（共同親権等）の施行に伴う区の実施について

1 主旨

令和8年4月1日に施行される「民法等の一部を改正する法律」は、父母が離婚をした後も子どもの利益を確保することを目的として、父母の離婚後の子どもの養育に関するルールが見直されている。

改正法の円滑な施行に向けては、法改正の趣旨や内容が正しく理解されるよう、各方面に幅広く周知していくことが求められている。子どもの最善の利益の確保に向けて、現在区が実施している広報活動や庁内の連携体制等の取組み状況について報告する。

2 民法等の一部を改正する法律について

(1) 概要

父母の離婚後の子どもの養育の在り方は、子どもの生活の安定や心身の成長に直結する問題であり、父母の離婚に直面する子どもの利益を確保するためには、父母が可能な限り適切な形で子どもの養育に関わり、その責任を果たすことが重要である。

こうした観点から、民法等の一部を改正する法律は、子どもの利益を確保するため、子どもの養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直している。この法律は、令和8年4月1日に施行される。

(2) 主な改正ポイント

- ・親権や婚姻関係があるかどうかに関わらず、子どもを育てる責任と義務についてのルールが明確化
- ・離婚後に父母2人ともが親権を持つ共同親権、1人だけが親権を持つ単独親権の選択が可能
- ・養育費の支払い確保に向けた見直しにより、養育費債権に先取特権の付与や、法定養育費の新設、裁判手続の利便性が向上
- ・安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しにより、調停等の手続中の親子交流の試行的実施や婚姻中別居の場合等の親子交流のルールが明確化
- ・養子縁組や財産分与などに関する規定の見直し

3 広報活動

(1) パンフレット、リーフレット等の配架

離婚届を取りに来られた方や、離婚検討中の方、ひとり親の方に向けて、各総合支所区民課、子ども家庭支援課等の窓口で配架のほか、保育園や幼稚園の現場にも改正内容が伝わるよう、関係所管を通じて情報共有を行っている。

(2) 区ホームページでの周知

民法等の一部を改正する法律に関するページを新設し、改正内容に関するポイント解説や法務省の動画等を活用しながら周知をしている。今回の法改正は、離婚後の子どもの利益の確保を目的としていることから、子どもの権利を当たり前保証されるべきものとしている「世田谷区子どもの権利条例」の趣旨とあわせて周知をすることで、改正法施行により子どもに不利益が生じないよう離婚後の子どもの養育の在り方を案内している。

(3) 講座・相談会での周知

離婚を検討している方やひとり親、別居親等を対象とした「離婚前後の親支援講座」や「養育費相談会」の参加者に対し、改正内容に関する情報提供を実施している。

事業名	内容
離婚前後の親支援講座	親の離婚に対する子どもの気持ちや財産分与・親子交流・養育費といった離婚時に取決めておきたいことなどを情報提供するオンライン講座
養育費相談会	養育費を含めた離婚について悩みを抱えている方のための相談会（会場での対面形式）

(4) ひとり親メールマガジン、世田谷区公式 LINE での周知

ひとり親家庭の支援情報を配信するメールマガジンや、区公式 LINE を活用したプッシュ型の情報提供を実施し、ひとり親の方のみならず、子どもを育てる父母等にも発信することで、様々な立場の方へ理解の浸透を図っている。

4 庁内での連携体制

(1) 庁内横断的な連絡会の実施

ひとり親家庭を対象とした事業や窓口の所管課を中心に構成される連絡会で、改正内容や Q & A 形式の解説資料（法務省）、施行に伴う国の動き等の情報共有を実施し、庁内横断的な連携・協力確保に向けた取組みを進めている。

(2) 職員研修の実施

職員が法改正の趣旨や内容に理解を深め、必要な知識を習得して各業務の実務に活かせるよう、戸籍窓口やひとり親家庭等の相談窓口、離婚前後の方やひとり親家庭と接点のある関係所管等の職員を対象に、改正法に関する研修を実施している。

【研修実施結果】

研修名	民法等の一部を改正する法律（共同親権等）に関する研修
内容	法改正の意義・目的 改正内容（親の責務、親権・監護、親子交流、養育費等） 改正法の運用の在り方と必要な支援の動き 等
講師	棚村 政行 氏（弁護士・早稲田大学名誉教授）
日程	令和8年2月2日
参加者数	63名（会場16名、オンライン47名）

5 令和8年度以降の取組みについて（予定）

(1) 講座・相談会の拡充

区では、講座で離婚時の取決め等に関する一般的な知識を習得できる講座を実施するとともに、相談会を通じて個別の悩みの解消までを一体的に支援している。

改正内容や離婚後の子どもの生活に関する相談等にきめ細かに対応していくため、両事業への参加を原則セットにすることで、知識の習得から具体的な課題解決まで切れ目のない支援を行う。

また、相談会の1人あたりの相談時間を30分から50分に延長し、参加者一人ひとりの悩みに丁寧にに対応していく。さらに、オンラインによる相談会を新たに実施することで、会場へ来ることが難しい方にも支援が行き届く体制を整える。

(2) 養育費確保支援事業（養育費強制執行等費用助成事業）の検討

現行事業では、公正証書や調停調書などの債務名義に基づき、強制執行の申立てを行った際の費用を助成対象としている。

今回の法改正により、債務名義がない場合であっても、先取特権や法定養育費に基づく強制執行の申立てが可能となる。そのため、これらの取扱いについては、施行後の相談傾向や申立ての需要量を見極め、子どもの最善の利益の確保を念頭に検討していく。

(3) その他

- ・ひとり親家庭向け支援冊子へ改正内容に関する記事の掲載
- ・ひとり親メールマガジン・区公式LINEでの情報提供 など

【講座・相談会の拡充内容】



【拡充後の事業内容】

離婚前後の親支援講座

- ▶ 内容
 - ・親の離婚に対する子どもの気持ちや親自身のメンタルケアに関すること
 - ・養育費や親子交流等の離婚の取決めに関すること
 - ・区のひとり親家庭への支援に関すること
- ▶ 参加方法
オンライン
- ▶ 講座時間
2時間
- ▶ その他
講座終了後に相談会への申込手續の実施

子どもための養育費等個別相談会

- ▶ 内容
養育費を含めた離婚について悩みを抱えている方のための相談会
- ▶ 参加方法
会場（対面）またはオンライン
- ▶ 相談対応
会場：区家庭相談員
オンライン：講座の委託事業者
- ▶ 相談時間
50分

【拡充後のイメージ】

